

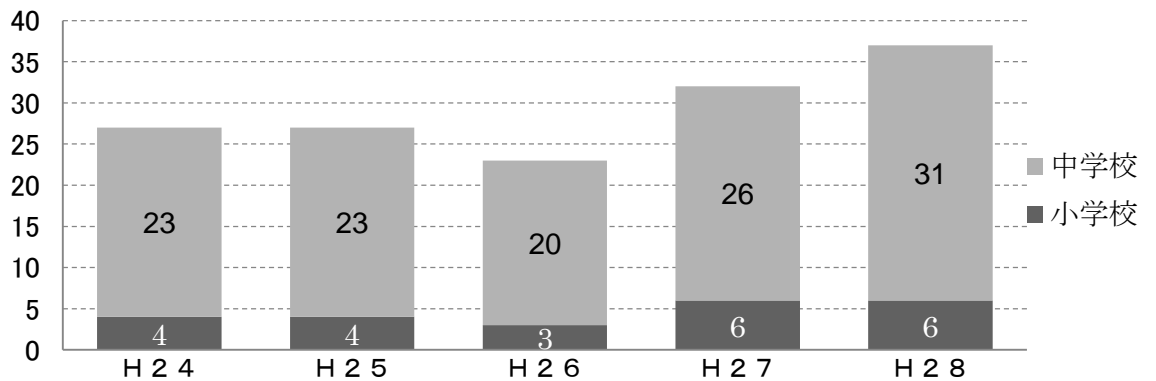
小中学校の不登校対策について

1 不登校児童生徒数の状況

(1) 生徒数の推移（人）

区分(校数)	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
小学校(16)	4	4	3	6	6
中学校(4)	23	23	20	26	31
合計	27	27	23	32	37

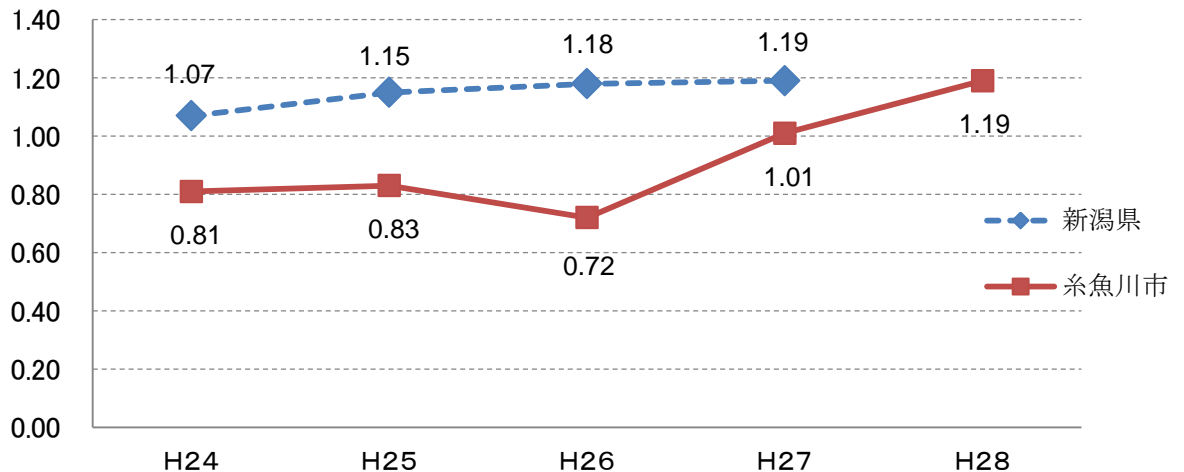
不登校児童生徒数の推移（人）



(2) 生徒数の割合（％）

区分	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末
新潟県	1.07	1.15	1.18	1.19	未発表
糸魚川市	0.81	0.83	0.72	1.01	1.19

不登校児童生徒数の割合（％）



2 学校の取組

- (1) P D C A サイクルによる教育活動の改善
児童生徒を対象とした「市共通アンケート」と、教頭又は生徒指導担当を対象とした「学校アンケート」を年3回実施し、教育活動の改善を図る。
- (2) hyper-QU の結果分析
親和的な学級づくりに向けた具体的方策を立て、全校体制で取り組む。
- (3) 道徳教育や特別活動の充実
他者の心の痛みに気付く人権感覚や多様性を認める意識や感性を育てる。
- (4) 職員研修
- (5) 親和的な学級づくりに関する実践的な研修に継続して取り組む。
- (6) 情報共有と行動連携
校種間及び保護者、地域、関係機関との情報共有と行動連携を進める。

3 教育委員会の取組

- (1) 市共通の対応・報告の徹底
 - ・ 年度当初の校長会での指導、教頭・生活指導担当職員の指導会を実施する。
 - ・ 市相談員、教育補助員等対象の研修会を実施する。
- (2) 指導主事、生徒指導支援員による訪問支援
 - ・ 中学校区担当指導主事、生徒指導支援員が月1回程度訪問する。
 - ・ 要請によりケース会議等へ指導主事が参加する。
- (3) 実践的な研修の実施
 - ・ 指導主事による学級づくり訪問研修を実施する。
 - ・ 人権教育、同和教育研修を行う。
- (4) 幼保、小中学校間の引継に関する体制整備
 - ・ 教育委員会が主体となり引継体制づくりを行う。(カンファランスシート等)
 - ・ 生徒指導連絡会を核とした引継に関する情報共有や行動連携を行う。
- (5) 関係機関との連携
 - ・ こども教育課と関係機関(こども課、福祉事務所等)との行動連携を行う。
 - ・ こども教育課と園・小中学校・高校との情報連携を行う。
- (6) 相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校訪問
 - ・ 教育相談センターに9名の相談員を配置し、保護者や児童生徒、教員の相談に応じる。
(2名:相談センター内の相談/1名:ひすいルーム担当/5名:学校訪問/1名:夜間相談担当)
 - ・ 中学校に1名ずつのスクールカウンセラー(県)を配置し、児童生徒や教員の相談に応じる。
 - ・ 上越教育事務所配属の2名のスクールソーシャルワーカーが要請に応じて児童生徒や保護者の相談に応じる。

4 いじめ・不登校対策の体制

